

(日経 BP 知財 Awareness / 2015 年 2 月 19 日掲載)

## 新しいタイプの商標の登録出願が 4 月 1 日より国内でも可能に 動き、ホログラム、色彩、音、位置——ブランド戦略が多様に

従来の「文字」や「図形」といった伝統的な商標に加え、「動き」、「ホログラム」、「色彩のみからなる商標（以下、色彩の商標）」、「音」、「位置」といった商標が、4 月 1 日より日本でも商標として新たに登録出願、保護できるようになる。1 月中旬、特許庁より、施行日とともに出願方法、審査基準のガイドライン案などが発表された。新しいタイプの商標の導入に関わる商標法改正の概要や企業の対応について、三好内外国特許事務所の弁理士、奥野貴男氏と須永浩子氏に聞いた。

### 須永氏：

新しいタイプの商標については、海外が先行しており、古くは米国では 1946 年の現行商標法の制定時から、EU 及び豪州でも 1996 年から導入されています。韓国でも 2007 年、2012 年と段階的に保護対象が追加されました。こうした中、日本の特許庁でも、新しいタイプの商標の導入に向けて 10 年以上前から出願方法や審査基準などの研究を重ね、準備を進めていました。また、グローバル企業を中心に、海外で登録する事例も増え、国内での権利保護のニーズも一層高まってきました。今回、商標の保護対象が拡大することで、企業にとっては商品、サービスのブランド戦略の選択肢が増え、組み合わせで重層的に権利を保護することも可能になります。なお、今回の改正では、他国で一部導入されている「匂い」、「味」、「触感」、「トレード・ドレス」の保護については対象外となっています。

### グローバル企業を中心に、すでに海外では色彩や音で多くの登録実績も

#### 須永氏：

「動きの商標」とは、時間の経過によって文字や図形等が変化する商標です。代表例として、ソニーがゲーム機器等について保有する登録商標があります(欧州登録第 8195992 号)(図 1)。

「ホログラムの商標」は、ホログラフィーなどの方法で見える角度によって文字や図形が変化する商標です。代表例として、ニコンが純正品として同社カメラ製品などに貼付しているシールなどがあります(ドイツ登録 304532819)。

「色彩の商標」は、図形などと色彩が結合したものではなく、単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標です。代表例として、トンボ鉛筆の黒、青、白で配色された「MONO」消しゴムのパッケージのケース事例があります（米国登録 3252941 号）。また、豪州では 7-Eleven, Inc. のオレンジ色・緑色・赤色の配色ラインが色彩商標として登録されている事例があります（豪州登録 749403）。

「音の商標」は、音楽、音声、自然音などからなる聴覚で認識される商標です。TV-CM などによく耳にする久光製薬のサウンドロゴが有名です（欧州登録 2529618）。また、アップル社の PC 製品である「Mac」を起動した時に流れる特徴的な電子和音（米国登録第 4257783 号）やインテル社の CM 音（欧州登録第 4610986 号）、米ハリウッドの映画会社メトロ・ゴールドウィン・メイヤー（MGM）のライオンが吠えるオープニングロゴ（米国登録第 1395550 号）等も登録されています。

「位置の商標」は、図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標です。代表例として、PRADA S.A. の靴の踵部分に付された赤いライン（欧州登録第 1027747 号）（図 2）や、これは使用実績により登録された例ですが、LEVI STRAUSS & CO. のシャツのポケットの外側に常置されるタグの位置（米国登録第 2726253 号）などが挙げられます。

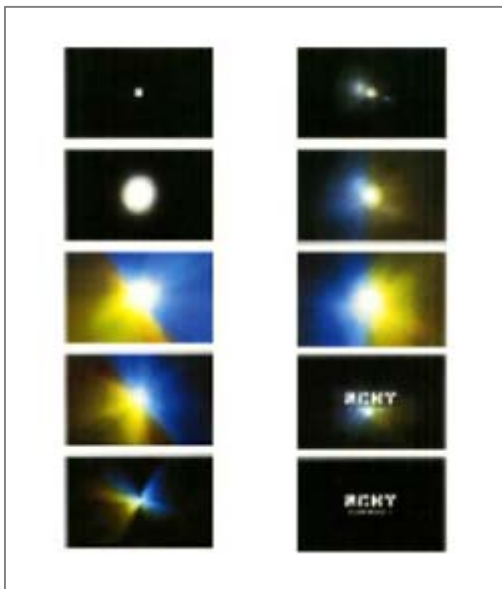


図 1 ●動きの商標の例

ソニーが機器等について保有

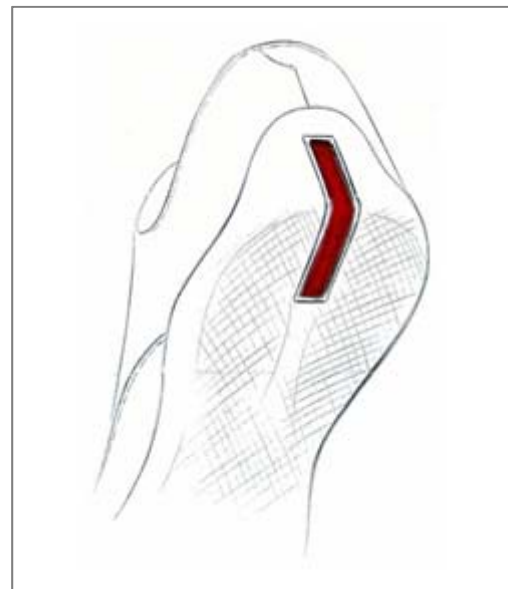


図 2 ●位置の商標の例

PRADA S.A. の靴の踵部分に付された赤いライン

**奥野氏：**

特許庁が調査した、新しいタイプの商標で先行している海外の出願・登録状況に関する資料を見ると、「色彩の商標」の出願・登録実績が最も多く、USPTO（米国特許商標庁）へ

の登録件数が 360 件（出願件数：860 件）、OHIM（欧州共同体商標意匠庁）への登録件数が 272 件（出願件数：868 件、1996 年～2012 年 2 月）、IPA（IP オーストラリア）への登録件数が 200 件（出願件数：878 件、1996 年～2008 年）となっています（図 3）。その次に多いのが、「音の商標」で USPTO への登録件数が 109 件（出願件数：257 件）、OHIM への登録件数が 129 件（出願件数：165 件）、IPA への登録件数が 39 件（出願件数：72 件）となっています。また、USPTO では「動きの商標」の登録件数が 33 件（出願件数：59 件）、「ホログラムの商標」の登録件数が 15 件（出願件数：57 件）の実績があります。

ちなみに、日本ではまだ保護対象とならない、「匂い」、「味」、「触感」については、まだ USPTO などでもほとんど登録実績がない状況です。

**須永氏：**

世界的な企業を抱える韓国でも、すでに新しいタイプの商標が導入されていますが、まだそれほど出願実績がないと聞いています。

○USPTOにおける出願・登録件数*										
	色彩	立体形状	位置	動き	ホログラム	音	匂い	味	触感	トレード・ドレス
出願件数	860件	7,818件	n/a	59件	57件	257件	16件	n/a	10件	506件
登録件数	360件	3,169件	n/a	33件	15件	109件	12件	n/a	3件	210件

○OHIMIにおける出願・登録件数(1996年から2012年2月まで)										
	色彩	立体形状	位置	動き	ホログラム	音	匂い	味	触感	トレード・ドレス
出願件数	868件	6,719件	n/a	n/a	10件	165件	7件	n/a	n/a	n/a
登録件数	272件	3,700件	n/a	n/a	3件	129件	0件	n/a	n/a	n/a

※写実的表現が確立されていない匂い・味・触感については、2002年以降新たな登録はない。

○IIPAにおける出願・登録件数(1996年から2008年まで)										
	色彩	立体形状	位置	動き	ホログラム	音	匂い	味	触感	トレード・ドレス
出願件数	878件	1,977件	n/a	n/a	n/a	72件	8件	n/a	n/a	n/a
登録件数	200件	625件	n/a	n/a	n/a	39件	1件	n/a	n/a	n/a

○KIPOにおける出願・登録件数(2007年から2011年12月まで 音と匂いは、2012年3月15日から4月現在の出願件数)										
	色彩	立体形状	位置	動き	ホログラム	音	匂い	味	触感	トレード・ドレス
出願件数	n/a	516件	n/a	19件	14件	57件	0件	n/a	n/a	n/a
登録件数	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

\* 各官庁からの回答をもとに特許庁作成。色彩には、色彩と文字・図形との結合した商標、トレード・ドレスには、立体形状が含まれる場合がある。  
\* USPTOの出願・登録件数は、2012年2月9日現在における商標の出願・登録の大きな数字であり、データベースに含まれている商標全てを捉えたものではない。主・補助登録の合計値。

図 3 ●新しいタイプの商標の主要国での出願・登録状況（出所：特許庁資料）

**1月にガイドライン案を公開、構成要素の識別力の有無は必要不可欠**

**奥野氏：**

1月中旬に特許庁から審査基準案が公表されました。いずれのタイプの商標も、審査に当たっては商標法第 3 条第 1 項各号の登録要件で示されている、自他商品・サービスについての識別力が肝要であり、事案ごとに判断されることになります。

「動き」や「ホログラム」の商標も、全体として考察されるものの、それらを構成する文字や図形自体に識別力がないと、たとえ動きや、視覚効果で変化させて見せたとしても、識別力がないとされています。

「位置の商標」については、文字や図形等の位置を特定する分、考えようによっては狭い権利です。一方で、文字や図形等と共に、位置も考慮することにより、他社の商標と差別化を図ることができる余地があるため、ブランド戦略に新たな道が開けたと言えます。

「色彩商標」についても単色または複数の色彩の組み合わせによる色彩そのものが識別力を持ち、登録要件を満たすかどうかで考察されます。ただし、登録を認めることにより、色彩商標が多数登録されると、新商品を開発、販売する際に、商標の選択の余地が無くなるため、ビジネスを委縮させてしまう可能性があります。そのため、特許庁がどの程度登録を認めるのか、審査を厳しくするのか) について動向を注視する必要があるように感じます。

「音の商標」の登録出願については、TV-CMを流している企業からの出願が多くなる印象を受けますが、商品の起動音等も登録の余地があります。そのため、自社の商品を一度確認されたらよろしいかと思えます。

## 願書に新設された「詳細欄」

### 須永氏：

実際の出願手続きについてですが、従来は、願書の「商標登録を受けようとする商標」の欄に、商標を記載するのみでしたが、新しいタイプの商標を出願する際は、商標の詳細な説明を願書に記載し、または経済産業省令で定める物件を願書に添付することになります。例えば、鳥が飛んでいるまたは動いているような「動きの商標」を出願する場合、「商標登録を受けようとする商標」の欄に主な動きを複数の図形で表示し、さらに「商標の詳細な説明」の欄に、鳥が、図1では翼を閉じて、左下に位置する様子を表し、図2は翼を上げ、図3は翼を下げ、図4は翼を上げ、図5は翼を下げ、図2にから図5にかけて徐々に右上に移動する様子を表し、動き商標は全体として3秒間である というように具体的かつ明確に記載することが必要になります。その点、アイコンなどを画面意匠で登録出願する際に、その動作について図示する方法と似ています。

また、今回、「動きの商標」に関しては、動画ファイルのデータではなく図面で提出することになっています。海外の一部の国では動画ファイルを商標見本として受理した例がありますので、日本でも将来的には、動画ファイルで商標を特定することができるようになるかもしれません。

「音の商標」については、楽譜と音声ファイルでの出願が可能ですが、ソノグラム(音の3要素を一括して表現できるスペクトラムグラフ)は受け付けられないようです。「色彩の

商標」については、商標欄に色を記載し、詳細欄に RGB の三原色の配合率や色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方(色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等)等についての具体かつ明確な記載が必要になります。

なお、出願料、登録料ともに、ほかの伝統的な商標と同じです。



三好内外国特許事務所  
弁理士 須永浩子 氏



三好内外国特許事務所  
弁理士 奥野貴男 氏

## 国際出願、セントラルアタックに注意

### 奥野氏：

新たに保護対象となった商標を国際出願する際、日本での登録が可能となるため、今後は日本での出願を基礎にマドリッド協定議定書に基づいて締約国への出願が可能になります(所謂、マドプロ出願)。ここで注意が必要なのが、セントラルアタックです。

マドプロ出願で複数指定国へ効率的に出願したい企業は、まず基礎登録を重視し、場合によっては登録査定が来てから外国に出すなどの安全策がより必要になる印象を受けます。通常の文字や図形等の商標では、日本で出願して概ね半年位で登録の可否が判明します。今回、新たに保護対象となった非伝統的商標の審査期間が実際にどれくらい掛るか、また登録可否の感触が判然としないため、基礎出願の登録が拒絶された場合のリスクを回避すべく、日本での登録後に各国へ出願した方が安心です。

今後の動向について、登録例の蓄積を待たないと分からない部分もありますが、日本の実務では出願後に公開公報が発行されるため、当該公報を IPDL で確認することができます。登録可否に関する情報なども遅かれ早かれ分かるので、新しいタイプの商標を活用する企

業も、その辺を見ながらの対応になるかと思います。商標は、特許と比べて消費者に比較的身近な知的財産権であり、企業にとっては消費者とのコミュニケーション・ツールとして重要なので、国内で登録されたらニュースとして話題になるでしょう。

(聞き手は、池田英一郎＝テクノアソシエーツ)